

令和8年度 地域資源を活用した公園美化・多世代交流事業業務委託

募集要領（公募型プロポーザル）

高齢者の地域の見守り体制や公園等の地域内資源に着目し、これらを活用した社会的ビジネス化事業を行うことで、美観保持・高齢者の生きがいづくり・多世代交流等の地域課題の解決を図ることを目的として、事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業の目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 平野区役所2階

平野区役所安全安心まちづくり課【担当：瀬戸西・武田】

TEL 06-4302-9734 FAX 06-4302-9880

E-MAIL kyoudou-nyusatsu@city.osaka.lg.jp

第1章 事業の目的・委託業務について

1. 事業の目的

高齢者の地域の見守り体制や公園等の地域内資源に着目し、これらを活用した社会的ビジネス化事業を行うことで、美観保持・高齢者の生きがいづくり・多世代交流等の地域課題の解決を図ります。

2. 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金 753,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。応募状況により、選定後調整する場合があります。

(2) 委託期間 令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

(3) 事業概要

履行場所（平野南公園・平野野堂公園）において、清掃・除草・イベント開催を次の条件のもと実施します。

- ・高齢者を中心に住民を広く参加させ、高齢者の見守り・生きがいづくりを行う。
- ・地域の住民が広く参加できるイベントを開催し、多世代交流を行う。
- ・実施には地域内の人材・団体等を活用する。

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(4) 履行場所

平野南公園（4,865m²）、平野野堂公園（1,000m²）の2箇所

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪市平野区役所（以下、「区役所」という）は契約金額以外の費用は一切負担しません。

(6) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払います。但し、大阪市会計規則第51条第1項第15号の規定に基づき、概算払いを行う場合は、当該年度の事業完了後に経費の精算が必要です。

概算払いを行う場合は、事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、年4回払いとし、受託者の指定する口座に振り込みます。

また、事業終了後、実績報告書に基づき債務金額確定の精算処理を伴うこととなり、過渡しについては返納していただきます。

(7) 再委託について

ア 地域資源を活用した公園美化・多世代交流事業業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできません。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。
- ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。
- エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。
- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

（8）その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 事業者選定及び主な事業スケジュール

内容	期間又は期日
公示開始	令和7年12月8日（月）
質問締め切り	令和7年12月15日（月）午後5時30分まで
回答掲載（予定）	令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月30日（金）
プロポーザル参加申出書受付開始	令和7年12月16日（火）
プロポーザル参加申出書締め切り	令和7年12月23日（火）午後5時30分まで
指名通知発送（予定）	令和7年12月24日（水）
企画提案書受付開始	令和8年1月5日（月）
企画提案書提出締め切り	令和8年1月13日（火）午後5時30分まで
選定会議	令和8年2月2日（月）
選定結果通知	令和8年2月6日（金）
契約締結	令和8年3月下旬
事業開始	令和8年4月1日～

第2章 応募について

1. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、3の「応募に必要な書類」の別表1に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていること及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 法令等の規程により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているとき限り、可能とします。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（6）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできません。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできません。

2. 質問事項

(1) 受付期間

令和7年12月8日（月）～令和7年12月15日（月）まで

ただし、受付については午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日までの午後0時15分～午後1時までを除く。

(2) 提出方法

「質問票」（様式1）により、下記提出先まで提出すること。

持参、郵送（申込期日必着）のほか、FAX、E-mailによる提出も可とするが、送付後は下記連絡先まで必ず電話確認を行うこと。

(3) 回答について

令和8年1月30日（金）まで平野区役所ホームページ上にて掲載します。

(4) 提出先

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所安全安心まちづくり課2階21番窓口（担当：瀬戸西・武田）

電話：06-4302-9734

E-mail：kyoudou-nyusatsu@city.osaka.lg.jp

3. 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表1の書類を提出してください。

(参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和7年12月24日（水）付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者についてはその理由を付した通知書を交付します。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書については、公募型プロポーザル参加決定通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。別表2の書類を提出してください。

提出部数 10部（正1部、副9部）

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。

（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本及び副本セットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。

- イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。
 なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。
- ウ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）
- エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4. 提出書類の受付期間

平野区役所 2階 安全安心まちづくり課まで持参してください。
 (メール、FAX及び郵送不可)

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和7年12月16日（火）～令和7年12月23日（火）

午前9時00分から午後5時30分まで。

(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)

(2) 企画提案書類

令和8年1月5日（月）～令和8年1月13日（火）

午前9時00分から午後5時30分まで。

(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)

5. 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 要 ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3項に該当するときは免除します。

保証人 否

第3章 選定について

1. 審査・選定

(1) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的及び業務内容の理解度 ・事業の計画性、実施内容の妥当性 ・業務手法の適格性、実現可能性 ・手法の独創性 	50点
②事業の実施体制 (人員配置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に遂行できる組織体制・運営基盤 	20点
③類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務に関する専門性、情報の蓄積 	20点
④所要経費、 積算見積金額 (価格点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の効率性・妥当性 	10点

(2) 審査・選定方法

ア 本企画提案の審査については、「地域資源を活用した公園美化・多世代交流事業業務委託事業者選定会議」(以下、「選定会議」)が行い、その意見を受けて選定します。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行います。

ウ プレゼンテーション審査

日 時：令和8年2月2日(月)

開催場所：平野区役所

※詳細な時間や場所等については、指名通知にてお知らせします。

※紙ベースの資料による説明をお願いします。

※審査の結果については、書面で通知します。

エ ただし、最高点の者が複数者いる場合は、①事業の企画内容の点数により選定します。さらに①も同点の場合は、②③④の順で選定します。なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしません。

オ 以下の内容について、大阪市ホームページ(平野区)により公表します。

① 選定会議委員の氏名、役職等

② 選定委員会議の開催日

③ 審査の結果(審査項目、配点、評価点等)

2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

ア 応募者が選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章1. 応募資格」の要件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

カ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

キ 応募金額が「第1章2. (1)」の委託上限金額を上回っている場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章 契約、その他について

1. 契約の締結

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行

うことがあります。

(2) 事業の実施

- ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、隨時報告してください。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行ってください。
- ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。なお、概算払いを行う場合は、精算報告書の提出も必要となります。

(3) その他

- ア 本案件に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。
- イ 契約の締結は、令和8年度大阪市予算が発効したときとします。
- ウ 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。
- オ 申請書類・企画提案書の作成、提出にかかる費用については参加者の負担とします。

2. その他

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表1

応募期間：令和7年12月16日（火）～令和7年12月23日（火）
午前9時00分から午後5時30分まで [メール、FAX及び郵送不可]
(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	様式2
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④申請内容確認書	様式3
⑤貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式4
⑧団体目的等についての誓約書	様式5
⑨過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕) 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状	共同体での申請の場合のみ・様式6
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表2

提出期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月13日（火）

午前9時00分から午後5時30分まで [メール、FAX及び郵送不可]

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

提出部数：10部（正1部、副9部）

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式7
企画提案書	様式8-1から様式8-7
役員名簿	様式9 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあってはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあっては、これに相当する書類